

各公共施設建築物及び建築設備定期点検業務委託仕様書

令和 8 年度

浦安市	環境部	環境保全課
		環境衛生課

第1条 （適用の範囲）

本仕様書は、浦安市（以下「委託者」という。）が業務委託する各公共施設建築物及び建築設備定期点検業務委託（以下「本業務」という。）に必要な事項を定めるものとし、受託者は、本仕様書に基づき業務を行うものとする。

第2条 （業務の趣旨）

本業務は、受託者が建築基準法第12条第2項に基づく特定建築物の敷地及び構造、また同条第4項に基づく特定建築設備のうち昇降機以外の建築設備（換気設備、排煙設備、非常用の照明装置、給水設備及び排水設備）における損傷、腐食その他の劣化状況の点検を行い、その性能及び機能等が維持保全されているかを判定し、それらを点検結果表、点検結果図及び関係写真等に取りまとめて委託者に報告するものである。

第3条 （対象施設）

三番瀬環境観察館（浦安市日の出七丁目9-1）

墓地公園（管理棟・集会施設：浦安市日の出八丁目1-1）

墓地公園（複合霊堂：浦安市日の出八丁目1-1）

作業員詰所（浦安市北栄四丁目2-21）

第4条 （委託期間）

委託期間は、契約締結日の翌日から令和9年1月31日までとする。

第5条 （疑義）

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、委託者と受託者にて協議の上、委託者の指示に従うものとする。

第6条 （業務の概念）

受託者は、本業務を実施するにあたり、委託者の意図及び目的を充分理解した上で経験のある技術者を定め、かつ、適切な人員を配置して最高の技術を発揮するように努力するとともに正確丁寧に行わなければならない。

第7条 （点検資格者）

受託者は本業務を遂行するにあたり、建築基準法及び建築士法等関係法令に基づき、有資格者を配置しなければならない。また、業務着手前に資格証（写）を委託者に提出しなければならない。

第8条 （業務の指示及び監督）

受託者は業務を施行するにあたり、当該契約に基づき、委託者が定める委託者及び担当者と常に密接な連絡を取り、その指示及び監督を受けなければならない。

第9条 （提出書類）

受託者は、契約締結日から起算して7日以内に下記書類をそれぞれ3部ずつ作成し、委託者に提出し、承認を受けるものとする。なお、添付なき書式は任意とする。

- （1）業務着手届（市様式1）
- （2）技術者等選任通知書（市様式2）
- （3）再委託承諾申請書（市様式3）
- （4）技術者届 ※調査者の資格内容を記載
- （5）緊急連絡表
- （6）作業計画書
- （7）工程表
- （8）業務実績報告書（本仕様書の第7条の証明）

- 2 受託者は、業務完了後、速やかに業務完了届（市様式4）を作成し、提出するものとする。

第10条（打合せ協議・報告・立会い）

委託者及び受託者は、本業務履行中に初回、納品時の最低2回は打合せ協議を実施し、必要に応じて適宜協議・報告を行うものとする。

また、本業務に伴い委託者から立会いを求められた場合は対応するものとする。

なお、受託者は協議等の会議録をその都度作成し、委託者の承認を受けるものとする。

第 11 条（関係機関等との折衝）

受託者は、本業務を実施するにあたり、関係者又は関係機関との折衝を要する場合は速やかに委託者にその旨を報告し、委託者と協議の上、調整するものとする。

第 12 条（貸与資料等）

本業務を実施する上で必要な既存資料（以下、貸与資料）は委託者が貸与するものとする。貸与資料の管理及び取扱いについては十分に注意するものとする。また、貸与資料は調査及び報告書作成のために複製を作成してよいが、これ以外の目的で複製、転貸、頒布を行わないこと。

2 貸与資料が電子データの場合、委託者と受託者が協議の上、下記の方法を用いるものとする。また貸与資料のほか、後述する中間成果物及び納入成果物の一部についても同様とする。

- （1）電子メール（添付ファイルはパスワードをかけて暗号化すること）
- （2）委託者が指定する大容量ファイル送受信サービス（オンラインストレージ）
- （3）情報セキュリティ上の安全が確保された回線を使用したデータ交換サービス
- （4）電子媒体
- （5）その他、委託者と受託者が協議の上、決定した方法

第 13 条（事故の防止）

業務に行うにあたっては、障害その他事故発生を未然に防止するよう努力するとともに労働基準法その他関係法規を守り、円滑にこれを行わなければならない。なお、事故損害等の生じた場合の補償に要する費用は受託者の負担とする。

第 14 条（納入成果物の検査・納品）

納入成果物に係る納品の日時及び場所については、委託者と協議して決定し、遵守するものとする。なお、納期限内に完成した報告書等は順次提出をすること。

また、業務の状況等により、委託者と受託者の協議により中間報告の必要が生じた場合は期日を定め、遵守するものとする

第 15 条（納入成果物に対する責任の範囲）

受託者は納入成果物について、本業務完了後であっても、誤記、または業務の失策、不備が発見された場合は速やかに図書の訂正をしなければならない。これに要する費用は受託者の負担とする。

第 16 条（納入成果物の管理及び帰属）

納入成果物の管理及び帰属は、委託者とする。受託者が成果品を公表するについては委託者と協議の上、決定するものとする。

第 17 条（著作権及び著作者人格権）

受託者は、受託者が本業務を行うにあたり新たに作成した著作物（以下「新規著作物」という）の著作権法第 27 条（翻訳権、翻案権等）及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に定める権利を含むすべての著作権を委託者に無償で譲渡する。

- 2 受託者は、委託者及び新規著作物と受託者が従来有している著作物（以下「既存著作物」という）を利用する第三者に対し、一切の著作者人格権を行使しない。
- 3 新規著作物の中に既存著作物が含まれている場合、その著作権は受託者に留保されるが、可能な限り、委託者が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。また第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、受託者は可能な限り、委託者が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意し、第三者が二次利用をできない箇所についてはその理由についても付するものとする。

第 18 条（情報セキュリティの確保）

受託者は、本業務において委託者の情報資産の安全性を確保するものとする。

- 2 受託者は、浦安市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守するとともに、企業としてのセキュリティ管理システムが十分に確立されていることとする。

第 19 条（納 期）

納期は委託期間内とし、これを遵守すること。なお、納期内であっても報告書等が完成したものについては順次提出をすること。

また、業務の状況等により、委託者と受託者の協議により中間報告の必要が生じた場合は期日を定め、遵守するものとする。

第 20 条（定期点検）

点検は対象箇所全数に対して行い、「表 1 各告示内容等」に基づき、十分な知識と経験を有したものが各点検を行う。なお、業務中に点検項目、方法等に変更が生じる場合は委託者と対応について協議する。

表 1 各告示内容等

種類	告示内容
建築物	平成 20 年 3 月 10 日国土交通省告示第 282 号「建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法並びに結果の判定基準並びに調査結果表を定める件」による
建築設備	平成 20 年 3 月 10 日国土交通省告示第 285 号「建築設備等（昇降機及び遊戯施設を除く。）の定期検査報告における検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件」による

第 21 条（修繕もしくは改修費の算出）

点検の結果、要是正となる不具合箇所については、速やかに中間打合せの場を設定し、要是正報告書を提出すること。当該報告書の書式は受託者の任意とするが、項目は、施設名・棟名、位置、不具合の原因と内容、新規か前回点検からの継続かの区別、不具合機器のメーカー・機種名、修繕もしくは改修（以下、修繕等）に要する部材や方法、手段、条件、費用等が具体的にわかるものとし、委託者と協議の上、決定すること。

また、前回の点検結果と差異があった箇所は、当該点検結果と照らし合わせて原因を究明し、委託者に確認を取ること。

なお、不具合箇所が新規か継続かに関わらず、不具合原因が判明しがたい場合は、原因を究明するための調査方法、手段、条件等を記載することについて、委託者の承認を得ること。

当該報告書は、施設ごとに不具合箇所別に分けて作成すること（同一種類の不具合は1つにまとめてよい。（例）A建物に数箇所の非常照明不点灯がある場合など）。

また、修繕等の必要があるものはその費用について算出し、合わせて算出根拠（見積り書、カタログなど）を添付すること（不具合原因が判明しがたい場合は、原因を究明するための調査費及び想定される影響部分の更新費用とする）。

第 2 2 条（報告書類の作成）

建築物・建築設備について、下記の「表 2 報告書一覧」により、報告書を作成すること。但し、建築設備・防火設備は該当する設備項目だけ作成するものとする。

なお、各書式は添付書式とし、添付なきものは千葉県及び国土交通省の書式とする。それ以外の書式を使用する場合は委託者の承認を得るものとする。

表 2 報告書一覧

書類名		参考書式	
建築物	定期点検報告書	・千葉県定期調査報告書(省令第三十六号の二様式(第五条関係))	
	定期点検報告概要書	・千葉県定期調査報告概要書(省令第三十六号の三様式(第五条関係、第六条の三、第十一条の四関係))	
	点検結果表	・別記(A 4)	
	点検結果図	・別添 1 様式(A 3)※点検箇所等を明記すること(写真とリンク)	
	関係写真	・別添 2 様式(A 4)	
建築設備	定期点検報告書 *3	・千葉県定期検査報告書(建築設備(昇降機を除く。))(省令第三十六号の六様式(第六条関係、第六条の二の二))	
	定期点検報告概要書 *3	・千葉県定期検査報告概要書(建築設備(昇降機を除く。)) 省令第三十六号の七様式(第六条関係、第六条の二の二、第六条の三、第十一条の四関係))	
	各設備報告	換気設備 *3	・点検結果表(別記第一号) ・換気風量測定表 ・法 28 条第 2 項又は第 3 項に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く)(添付：別表 1) ・換気設備を設けるべき調理室等(添付：別表 2)
		排煙設備 *3	・点検結果表(添付：別記第二号) ・排煙風量測定記録表(添付：別表 3)
		非常用の照明設備 *3	・点検結果表(添付：別記第三号) ・非常用の照明装置の照度測定表(添付：別表 4)
		給水設備及び排水設備	・点検結果表(添付：別記第四号)
	点検結果図		・別添 1 様式(A 3) *平面図等で各設備の位置・番号を明記すること
	関係写真		・別添 2 様式(A 4) *点検結果図とリンクさせること
	要是正事項一覧表		・要是正事項一覧表(是正対象がない場合、省略可)*1 *委託者が指定する書式に点検結果の指摘事項を取りまとめ、不具合箇所、数量、是正方法、修繕等見積り金額等を整理したものとし、中間報告時に提出すること。(点検の結果、要是正箇所が判明した場合、速やかに委託者に報告すること)添付書式有

*1 報告に当たって図面は、位置関係が明確にわかるものを作成すること(既存図等を利用可)。又、要是正と指摘なしの違いを判別できるように表記すること。点検の対象となる換気設備に関しては、報告書に種類を記載すること。(例)換気扇、天井扇、レンジフード、厨房フード、天井ダクト、全熱交換器などの関係写真には、指摘のある不具合箇所ごとの写真をすべて添付すること。

ただし、非常用照明において当該施設の延床面積が广大で、同一の機種かつ同一の不具合内容が複数ある場合は、写真の添付方法について委託者と協議すること。

*2 是正箇所は全て写真を撮影すること。又、広範囲な場合は場所が判明するように範囲が明確になるよう位置が判るよう撮影すること。

*3 千葉県書式(ホームページ掲載)参照

第 2 3 条（実施方法）

業務を実施するにあたっては、受託者において施設の利用に支障のないよう委託者が定める施設管理者と十分に日程調整等を行い、点検を実施すること。

受託者は点検日程の調整結果及び点検の進捗状況について委託者に適宜報告を行うこと。

受託者は点検に当たり事前に委託者及び施設管理者に点検者を通知し、現地点検時には本業務の点検者であることを腕章等で明示すること。

点検に当たり必要な鍵等の貸借、駐車場の確保等についての交渉は受託者及び点検者の責任において施設管理者と行うこと。

建築設備点検方法については、「建築設備定期検査基準書 最新版」を基本とし、それによらない場合は、委託者と協議すること。

また、点検実施（設備作動試験）時に、点検対象設備の不具合により作動試験前の状態に復旧できなくなった場合（防煙垂れ幕が出たままになる、排煙機のダンパーが元に戻らないなど）でも、その場で応急処置を行った上で、点検を終了すること。

その他、点検の実施にあたり必要な事項は委託者と協議の上、決定すること。

第 2 4 条（納入成果物）

納入成果物を「表 3 納入成果物一覧」に示す。作成前に委託者の承認を得て納品すること。

表 3 納入成果物一覧

納入成果物		紙媒体部数
(1)	建築物及び建築設備の定期点検報告書	4 施設×2 部
(2)	要是正報告書（修繕等見積り書、カタログ含む）	4 施設×2 部
(3)	要是正事項一覧表	4 施設×2 部
(4)	会議録	2 部
(5)	作業完了報告書	2 部

- * 1 各納入成果物は紙媒体（基本 A 4 用紙：ファイル綴）と DVD-R の各 1 部とする。
- * 2 上記（4）、（5）の書式は受託者の任意とするが、委託者の承認を得て使用可とする。
- * 3 上記（2）、（3）において、該当がない場合は「該当なし」を明記し報告すること。
- * 4 報告書のファイル綴じ集約方法などについては、委託者と協議を行うこと。

市様式 1

業務着手届

令和 年 月 日

浦安市長 内田 悦嗣 様

受託者 住所
氏名 印

下記のとおり着手したので報告します。

記

1. 委 託 名

2. 請 負 金 額

3. 契約年月日 令和 年 月 日

4. 履 行 期 限 令和 年 月 日

令和 年 月 日

浦安市長 内田 悦嗣 様

(申請者)

住 所

名 称

代表者氏名

印

再委託承認申請書

令和 年 月 日に契約締結した下記の業務について、浦安市測量等標準契約約款第 5 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 契約件名
- 2 再委託する業務の内容・期間
- 3 再委託の相手方の商号又は名称及び住所
- 4 再委託する理由
- 5 再委託の相手方が業務を履行する能力に関する事項

業務完了届

令和 年 月 日

浦安市長 内田 悦嗣 様

受託者 住所
氏名 印

令和 年 月 日に契約した下記の業務は令和 年 月 日をもって完了したので、これを確認する検査をお願いします。

記

1. 委 託 名

2. 請 負 金 額

3. 契約年月日 令和 年 月 日

4. 履 行 期 限 令和 年 月 日

(第一面)

浦安市長 様

報告者氏名

点検者氏名

【イ. 氏名のフリガナ】

【口. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【二. 住所】

【ホ. 電話番号】

【イ. 氏名のフリガナ】

【口. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【二. 住所】

【ホ. 電話番号】

(代表となる点検者)

【イ. 資格】

() 建築士

() 登録第

号

特定建築物調査員

第

号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【二、勤務先】

() 建築士事務所

() 知事登録第

号

【ホ. 郵便番号】

【 $\wedge$. 所在地】

【卜. 電話番号】

(その他の点検者)

【イ. 資格】

() 建築士

() 登録第

号

特定建築物調査員

第

号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【二、勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【4. 報告対象建築物】

【イ. 所在地】

【ロ. 名称のフリガナ】

【ハ. 名称】

【ニ. 用途】

【5. 点検による指摘の概要】

【イ. 指摘の内容】 ☐ 要是正の指摘あり (☐ 既存不適格) ☐ 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 ☐ 有 (年 月に改善予定) ☐ 無

【ニ. その他特記事項】

(第二面)

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 敷地の位置】

【イ. 防火地域等】 ☐防火地域 ☐準防火地域
☐その他 () ☐指定なし

【ロ. 用途地域】

【2. 建築物及びその敷地の概要】

【イ. 構造】 ☐鉄筋コンクリート造 ☐鉄骨鉄筋コンクリート造
☐鉄骨造 ☐その他 ()

【ロ. 階数】 地上 階 地下 階

【ハ. 敷地面積】 m²

【ニ. 建築面積】 m²

【ホ. 延べ面積】 m²

【3. 階別用途別床面積】 (用途) (床面積)

【イ. 階別用途別】	(階)	()	(m ²)
		()	(m ²)
		()	(m ²)
	(階)	()	(m ²)
		()	(m ²)
		()	(m ²)
	(階)	()	(m ²)
		()	(m ²)
		()	(m ²)
	(階)	()	(m ²)
		()	(m ²)
		()	(m ²)

【ロ. 用途別】	()	(m ²)
	()	(m ²)
	()	(m ²)

【4. 性能検証法等の適用】 ☐耐火性能検証法 ☐防火区画検証法
☐区画避難安全検証法 (階) ☐階避難安全検証法 (階)
☐全館避難安全検証法
☐その他 ()

【5. 増築、改築、用途変更等の経過】

年	月	日	概要 ()
年	月	日	概要 ()

年 月 日 概要 ()
昭和・ 年 月 日 概要 ()

【6. 関連図書の整備状況】

【イ. 確認に要した図書】 ☐有 (☐各階平面図あり) ☐無

【ロ. 確認済証】 ☐有 ☐無

交付番号 年 月 日 第 号

交付者 ☐建築主事 ☐指定確認検査機関 ()

【ハ. 完了検査に要した図書】 ☐有 ☐無

【ニ. 検査済証】 ☐有 ☐無

交付番号 年 月 日 第 号

交付者 ☐建築主事 ☐指定確認検査機関 ()

【ホ. 維持保全に関する準則又は計画】 ☐有 ☐無

【ヘ. 前回の点検に関する書類の写し】 ☐有 ☐無 ☐対象外

【7. 備考】

(第三面)

点検等の概要

【1. 点検の状況】

【イ. 今回の点検】		年	月	日	実施	
【ロ. 前回の点検】	☐ 実施 (	年	月	日	報告)	☐ 未実施
【ハ. 建築設備の点検】	☐ 実施 (	年	月	日	報告)	☐ 未実施
【ニ. 昇降機等の点検】	☐ 実施 (	年	月	日	報告)	☐ 未実施
【ホ. 防火設備の点検】	☐ 実施 (	年	月	日	報告)	☐ 未実施

【2. 点検の状況】

(敷地及び地盤)

【イ. 指摘の内容】	☐ 要是正の指摘あり (☐ 既存不適格)	☐ 指摘なし
【ロ. 指摘の概要】		
【ハ. 改善予定の有無】	☐ 有 (年 月に改善予定)	☐ 無

(建築物の外部)

【イ. 指摘の内容】	☐ 要是正の指摘あり (☐ 既存不適格)	☐ 指摘なし
【ロ. 指摘の概要】		
【ハ. 改善予定の有無】	☐ 有 (年 月に改善予定)	☐ 無

(屋上及び屋根)

【イ. 指摘の内容】	☐ 要是正の指摘あり (☐ 既存不適格)	☐ 指摘なし
【ロ. 指摘の概要】		
【ハ. 改善予定の有無】	☐ 有 (年 月に改善予定)	☐ 無

(建築物の内部)

【イ. 指摘の内容】	☐ 要是正の指摘あり (☐ 既存不適格)	☐ 指摘なし
【ロ. 指摘の概要】		
【ハ. 改善予定の有無】	☐ 有 (年 月に改善予定)	☐ 無

(避難施設等)

【イ. 指摘の内容】	☐ 要是正の指摘あり (☐ 既存不適格)	☐ 指摘なし
【ロ. 指摘の概要】		
【ハ. 改善予定の有無】	☐ 有 (年 月に改善予定)	☐ 無

(その他)

【イ. 指摘の内容】	☐ 要是正の指摘あり (☐ 既存不適格)	☐ 指摘なし
【ロ. 指摘の概要】		
【ハ. 改善予定の有無】	☐ 有 (年 月に改善予定)	☐ 無

【3. 石綿を添加した建築材料の調査状況】 (該当する室)

【イ. 該当建築材料の有無】	☐ 有 (飛散防止措置無) ()	
	☐ 有 (飛散防止措置有) ()	
	☐ 無	
【ロ. 措置予定の有無】	☐ 有 (年 月に改善予定)	☐ 無

【4. 耐震診断及び耐震改修の調査状況】

【イ．耐震診断の実施の有無】☐有 ☐無（ 年 月に実施予定） ☐対象外

【ロ．耐震改修の実施の有無】☐有 ☐無（ 年 月に実施予定） ☐対象外

【5．建築物等に係る不具合等の状況】

【イ．不具合等】 ☐有 ☐無

【ロ．不具合等の記録】 ☐有 ☐無

【ハ．改善の状況】 ☐実施済 ☐改善予定（ 年 月に改善予定） ☐予定なし

【6．備考】

建築物等に係る不具合等の状況

不具合等を把握した年月	不具合等の概要	考えられる原因	改善（予定）年月	改善措置の概要等

(注意)

1. 各面共通関係

- ① ※印のある欄は記入しないでください。
- ② 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- ③ 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

2. 第一面関係

- ① 点検者が2人以上のときは、代表となる点検者を点検者氏名欄に記入してください。
- ② 1欄及び2欄は、所有者又は管理者が法人のときは、「ロ」はそれぞれ法人の名称及び代表者氏名を、「ニ」はそれぞれ法人の所在地を記入してください。
- ③ 3欄は、代表となる点検者及び当該建築物の点検を行ったすべての点検者について記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- ④ 3欄の「イ」は、点検者の有する資格について記入してください。点検者が特定建築物調査員である場合は、特定建築物調査員資格者証の交付番号を「特定建築物調査員」の番号欄に記入してください。
- ⑤ 3欄の「ニ」は、点検者が法人に勤務している場合は、点検者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所のときは、事務所登録番号を併せて記入してください。
- ⑥ 3欄の「ホ」から「ト」までは、点検者が法人に勤務している場合は、点検者の勤務先について記入し、点検者が法人に勤務していない場合は、点検者の住所について記入してください。
- ⑦ 第三面の2欄のいずれかの「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、5欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外のときは、「指摘なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第三面の2欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたものの全てにおいて、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せて5欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑧ 5欄の「ロ」は、指摘された事項のうち特に報告すべき事項があれば記入してください。
- ⑨ 5欄の「ハ」は、第三面の2欄のいずれかの「ハ」において改善予定があるとしているときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面の2欄の「ハ」に記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入してください。
- ⑩ 5欄の「ニ」は、指摘された事項以外に特に報告すべき事項があれば記入してください。

3. 第二面関係

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 敷地が複数の地域にまたがるときは、1欄の「イ」は、該当するすべてのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。建築基準法第22条第1項の規定により地域指定がされている場合、災害危険区域に指定されている場合その他建築基準法又はそれに基づく命令により地域等の指定がされている場合は、「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せてその内容を記入して下さい。
- ③ 1欄の「ロ」は、該当する用途地域名を全て記入してください。
- ④ 2欄の「イ」は、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、その他

の構造からなる場合には、「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて具体的な構造を記入してください。

- ⑤ 3 欄の「イ」は、建築基準法別表第一（イ）欄に掲げる用途に供する部分について、最上階から順に記入し、当該用途に供する部分の床面積を記入してください。ただし、特定行政庁が報告の必要がある用途を定めている場合には、その用途について記入して下さい。該当する用途が複数あるときは、それらを全て記入してください。
- ⑥ 3 欄の「ロ」は、「イ」の用途ごとに床面積の合計を記入してください。
- ⑦ 4 欄は、建築基準法施行令第108条の3第2項に規定する耐火性能検証法により耐火に関する性能が検証されたときは「耐火性能検証法」のチェックボックスに、同令第108条の3第5項に規定する防火区画検証法により遮炎に関する性能が検証されたときは「防火区画検証法」のチェックボックスに、同令第128条の6第3項に規定する区画避難安全検証法により区画避難安全性能が検証されたときは「区画避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が検証されたときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条の2第4項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が検証されたときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「区画避難安全検証法」の場合は区画避難安全性能を検証した階を、「階避難安全検証法」の場合は階避難安全性能を検証した階を、併せて記入してください。建築基準法第38条（同法第66条、第67条の2及び第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による特殊構造方法等認定、同法第68条の25第1項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。
- ⑧ 5 欄は、前回点検時以降の建築（新築を除く。）、模様替え、修繕又は用途の変更（以下「増築、改築、用途変更等」という。）について、古いものから順に記入し、確認（建築基準法第6条第1項に規定する確認。以下同じ。）を受けている場合は建築確認済証交付年月日を、受けていない場合は増築、改築、用途変更等が完了した年月日を、併せて記入し、それぞれ増築、改築、用途変更等の概要を記入してください。
- ⑨ 6 欄の「イ」は、最近の確認について、当該確認に要した図書の全部又は一部があるときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、そのうち各階平面図のみがあるときは併せて「各階平面図あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑩ 6 欄の「ロ」は、最近の確認に係る確認済証について、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。「有」の場合は、確認済証の交付年月日を記入し、交付者に関するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合は、併せてその名称を記入してください。
- ⑪ 6 欄の「ハ」は、直近の完了検査について、当該完了検査に要した図書の全部又は一部があるときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑫ 6 欄の「ニ」は、（注意）⑩に準じて記入してください。
- ⑬ 6 欄の「ホ」は、建築基準法第8条第2項に規定する維持保全に関する準則又は計画について記入してください。
- ⑭ 6 欄の「ヘ」は、前回の定期点検の結果を記録した書類の保存の有無について記入してください。
- ⑮ 建築基準法第86条の8又は同法第87条の2の規定の適用を受けている場合において、7 欄にその旨を

記載してください。

- ⑩ ここに書き表せない事項で特に報告すべき事項は、7 欄又は別紙に記載して添えてください。

4. 第三面関係

- ① この書類は、建築物ごとに、当該建築物の敷地、構造及び建築設備の状況（別途建築設備の検査を行っている場合は建築設備の設置の状況に係るものに限る。）に関する点検の結果について作成してください。
- ② 1 欄の「イ」は、点検が終了した年月日を記入してください。
- ③ 1 欄の「ロ」から「ホ」までは、報告の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ④ 1 欄の「ハ」から「ホ」までは、直前の報告について、それぞれ記入してください。
- ⑤ 2 欄の「イ」は、点検結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、建築基準法第3条第2項（同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑥ 2 欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときを除く。）は、「ロ」に指摘の概要を記入して下さい。
- ⑦ 2 欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた当該指摘をうけた項目について改善予定があるときは「ハ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑧ 3 欄は、建築基準法第28条の2の規定の適用を受ける石綿を添加した建築材料について記入してください。「イ」の「有（飛散防止措置無）」又は「有（飛散防止措置有）」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、当該建築材料が確認された室を記入してください。当該建築材料について飛散防止措置を行う予定があるときは、「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて措置予定年月を記入してください。措置を行う予定がないときは、「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑨ 4 欄は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第1項又は第2項に規定する耐震診断又は耐震改修の実施の有無について記入してください。耐震診断又は耐震改修の実施の予定があるときは、実施予定年月を記入し、具体的な耐震改修の内容を定めている場合は別紙に記入し添えてください。
- ⑩ 前回点検時以降に把握した屋根ふき材、内装材、外装材等及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けられたものの脱落、バルコニー、屋上等の手すりその他建築物の部分の脱落等（以下「不具合等」という。）について第四面の「不具合等の概要」欄に記入したときは、5 欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合等について記録が有るときは「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第四面に記入された不具合等のうち当該不具合等を受け既に改善を実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には「ハ」の「実施済」のチェック

ボックスに「レ」マークを入れ、第四面に記入された不具合等のうち改善を行う予定があるものがある場合には「改善予定」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第四面の「改善（予定）年月」欄に記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入し、これら以外の場合には「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

- ⑪ 各欄に掲げられている項目以外で特に報告すべき事項は、6 欄又は別紙に記入して添えてください。

5. 第四面関係

- ① 第四面は、前回点検時以降に把握した建築物等に係る不具合等のうち第三面の2 欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回点検時以降の不具合等を把握していない場合は、第四面を省略することができます。
- ② 「不具合等を把握した年月」欄は、当該不具合等を把握した年月を記入してください。
- ③ 「不具合等の概要」欄は、当該不具合等の概要を記入してください。
- ④ 「考えられる原因」欄は、当該不具合等が生じた原因として考えられるものを記入してください。
- ⑤ 「改善（予定）年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「－」マークを記入してください。
- ⑥ 「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入してください。

定期点検報告概要書
(第一面)

点検等の概要

【1. 所有者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【2. 管理者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【3. 点検者】

(代表となる点検者)

【イ. 資格】

() 建築士
特定建築物調査員

() 登録第
第

号
号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所

() 知事登録第

号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の調査者)

【イ. 資格】

() 建築士
特定建築物調査員

() 登録第
第

号
号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所

() 知事登録第

号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【4. 報告対象建築物】

【イ. 所在地】

【ロ. 名称のフリガナ】

【ハ. 名称】

【ニ. 用途】

【5. 点検による指摘の概要】

【イ. 指摘の内容】 ☐ 要是正の指摘あり（☐ 既存不適格） ☐ 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 ☐有 (年 月に改善予定) ☐無

【二. その他特記事項】

【6. 点検の状況】

【イ. 今回の点検】 年 月 日実施

【□. 前回の点検】 □実施（ 年 月 日報告） □未実施

【ハ. 建築設備の点検】 ☐実施 (年 月 日報告) ☐未実施

【二. 昇降機等の点検】 ☐実施 (年 月 日報告) ☐未実施

【ホ. 防火設備の点検】 ☐実施 (年 月 日報告) ☐未実施

【 7. 建築物等に係る不具合等の状況】

【イ. 不具合等】 ☐有 ☐無

【口. 不具合等の記録】 ☐有 ☐無

【ハ、不具合等の概要】

【二、改善の状況】 ☐実施済 ☐改善予定（ 年 月に改善予定）

□予定なし（理由： ）

(第二面)

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 敷地の位置】

【イ. 防火地域】 ☐防火地域 ☐準防火地域
☐その他 () ☐指定なし

【ロ. 用途地域】

【2. 建築物及びその敷地の概要】

【イ. 構造】 ☐鉄筋コンクリート造 ☐鉄骨鉄筋コンクリート造
☐鉄骨造 ☐その他 ()

【ロ. 階数】 地上 階 地下 階

【ハ. 敷地面積】 m²

【ニ. 建築面積】 m²

【ホ. 延べ面積】 m²

【3. 階別用途別床面積】 (用途) (床面積)

【イ. 階別用途別】	(階)	()	(m ²)
		()	(m ²)
	(階)	()	(m ²)
		()	(m ²)
	(階)	()	(m ²)
		()	(m ²)
	(階)	()	(m ²)
		()	(m ²)
	(階)	()	(m ²)
		()	(m ²)
【ロ. 用途別】		()	(m ²)
		()	(m ²)

【4. 性能検証法等の適用】 ☐耐火性能検証法 ☐防火区画検証法
☐区画避難安全検証法 (階) ☐階避難安全検証法 (階)
☐全館避難安全検証法
☐その他 ()

【5. 増築、改築、用途変更等の経過】

年	月	日	概要 ()
年	月	日	概要 ()
年	月	日	概要 ()
年	月	日	概要 ()

【6. 関連図書の整備状況】

【イ. 確認に要した図書】 ☐有 (☐各階平面図あり) ☐無

【ロ. 確認済証】 ☐有 ☐無

交付番号 年 月 日 第 号

交付者 ☐建築主事 ☐指定確認検査機関 ()

【ハ. 完了検査に要した図書】 ☐有 ☐無

【二．検査済証】

☐有 ☐無

交付番号 年 月 日 第 号

交付者 ☐建築主事 ☐指定確認検査機関（ ）

【ホ．維持保全に関する準則又は計画】 ☐有 ☐無

【ヘ．前回の調査に関する書類の写し】 ☐有 ☐無 ☐対象外

【7．備考】

（注意）

この様式には、定期点検報告書に記入した内容と同一の内容を記入してください。なお、第一面の5欄の「ロ」及び「二」は同様式第三面の2欄から4欄において指摘があつた項目について、第一面の7欄の「ハ」は同様式第四面に記入されたものについて、すべて記入してください。

点検結果表

当該調査に 関与した点 検者		氏 名	点検者番号
	代表となる点検者		
	その他の点検者		

番号	点 検 項 目		点検結果				担当 点検者 番号
			指摘 なし	要是正			
				既 存 不適格			
1	敷地及び地盤						
(1)	地盤		地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況				
(2)	敷地		敷地内の排水の状況				
(3)	敷地内の通路		敷地内の通路の確保の状況				
(4)			有効幅員の確保の状況				
(5)			敷地内の通路の支障物の状況				
(6)	塀		組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策の状況				
(7)			組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況				
(8)	擁壁		擁壁の劣化及び損傷の状況				
(9)			擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況				
2	建築物の外部						
(1)	基礎		基礎の沈下等の状況				
(2)			基礎の劣化及び損傷の状況				
(3)	土台（木造に限る。）		土台の沈下等の状況				
(4)			土台の劣化及び損傷の状況				
(5)	外 壁	躯体等	外壁、軒裏及び外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火対策の状況				
(6)			木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(7)			組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(8)			補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(9)			鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(10)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(11)	外装仕上材等		タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷の状況				
(12)			乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況				
(13)			金属系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況				
(14)			コンクリート系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況				
(15)	窓サッシ等		サッシ等の劣化及び損傷の状況				
(16)			はめ殺し窓のガラスの固定の状況				
(17)	外壁に緊結された広告板、空調室外機等		機器本体の劣化及び損傷の状況				
(18)			支持部分等の劣化及び損傷の状況				
3	屋上及び屋根						
(1)	屋上面		屋上面の劣化及び損傷の状況				
(2)	屋上周り（屋上面を除く。）		バラベットの立上り面の劣化及び損傷の状況				
(3)			笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況				
(4)			金属笠木の劣化及び損傷の状況				
(5)			排水溝（ドレーンを含む。）の劣化及び損傷の状況				
(6)	屋根（屋上面を除く。）		屋根の防火対策の状況				
(7)			屋根の劣化及び損傷の状況				
(8)	機器及び工作物（冷却等設備、広告塔等）		機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況				
(9)			支持部分等の劣化及び損傷の状況				
4	建築物の内部						
(1)	防 火 区 画	令第112条第11項から第13項までに規定する区画の状況					
(2)		令第112条第1項、第4項、第5項又は第7項から第10項までの各項に規定する区画の状況					
(3)		令第112条第18項に規定する区画の状況					
(4)		防火区画の外周部	令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の処置の状況				
(5)	壁の室内に面する部分	躯体等	令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況				
(6)			木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(7)			組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(8)			補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(9)			鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(10)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(11)	耐火構造の壁又は準耐火構造の壁（防火区画を構成する壁等に限る。）		準耐火性能等の確保の状況				
(12)			部材の劣化及び損傷の状況				
(13)			鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況				
(14)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況				
(15)	令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁		令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁の状況				

(16)		令第128条の5各項に規定する建築物の壁の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況					
(17)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況					
(18)			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況					
(19)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況					
(20)			準耐火性能等の確保の状況					
(21)		耐火構造の床又は準耐火構造の床（防火区画を構成する床に限る。）	部材の劣化及び損傷の状況					
(22)	給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況							
(23)	天井	令第128条の5各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況					
(24)		の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況					
(25)		特定天井	特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況					
(26)	防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。）又は戸		区画に対応した防火設備又は戸の設置の状況					
(27)			居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備又は戸におけるくぐり戸の設置の状況					
(28)			昭和48年建設省告示第2563号第1第1号ロに規定する基準への適合の状況					
(29)			防火扉又は戸の開放方向					
(30)			常閉防火設備等の本体と枠の劣化及び損傷の状況					
(31)			常閉防火設備等の閉鎖又は作動の状況					
(32)			常閉防火設備等の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置					
(33)			常閉防火扉等の固定の状況					
(34)			照明器具、懸垂物等	照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況				
(35)				防火設備又は戸の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況				
(36)	居室の採光及び換気		採光のための開口部の面積の確保の状況					
(37)			採光の妨げとなる物品の放置の状況					
(38)			換気のための開口部の面積の確保の状況					
(39)			換気設備の設置の状況					
(40)			換気設備の作動の状況					
(41)			換気の妨げとなる物品の放置の状況					
(42)	石綿等を添加した建築材料		吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超えるもの（以下「吹付け石綿等」という。）の使用の状況					
(43)			吹付け石綿等の劣化の状況					
(44)			除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況					
(45)			囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損					
5 避難施設等								
(1)	令第120条第2項に規定する通路		令第120条第2項に規定する通路の確保の状況					
(2)	廊下		幅員の確保の状況					
(3)			物品の放置の状況					
(4)	出入口		出入口の確保の状況					
(5)			物品の放置の状況					
(6)	屋上広場		屋上広場の確保の状況					
(7)	避難上有効なバルコニー		避難上有効なバルコニーの確保の状況					
(8)			手すり等の劣化及び損傷の状況					
(9)			物品の放置の状況					
(10)			避難器具の操作性の確保の状況					
(11)	階段	階段	直通階段の設置の状況					
(12)			幅員の確保の状況					
(13)			手すりの設置の状況					
(14)			物品の放置の状況					
(15)			階段各部の劣化及び損傷の状況					
(16)		屋内に設けられた避難階段	階段室の構造の確保の状況					
(17)			屋外に設けられた避難階段	屋内と階段との間の防火区画の確保の状況				
(18)		特別避難階段	開放性の確保の状況					
(19)			バルコニー又は付室の構造及び面積の確保の状況					
(20)			付室等の排煙設備の設置の状況					
(21)			付室等の排煙設備の作動の状況					
(22)			付室等の外気に向かって開くことができる窓の状況					
(23)			物品の放置の状況					
(24)	排煙設備等	防煙壁	防煙区画の設置の状況					
(25)			防煙垂れ壁の劣化及び損傷の状況					
(26)			可動式防煙垂れ壁の作動の状況					
(27)		排煙設備	排煙設備の設置の状況					
(28)			排煙設備の作動の状況					
(29)			自然排煙口の維持保全の状況					
(30)	その他の設備等	非常用の進入口等	非常用の進入口等の設置の状況					
(31)		非常用エレベーター	非常用の進入口等の維持保全の状況					
(32)			乗降ロビーの構造及び面積の確保の状況					
(33)			乗降ロビー等の排煙設備の設置の状況					
(34)			乗降ロビー等の排煙設備の作動の状況					
(35)			乗降ロビーの付室の外気に向かって開くことができる窓の状況					
(36)		非常用の照明装置	物品の放置の状況					
(37)			非常用エレベーターの作動の状況					
(38)			非常用の照明装置の設置の状況					
(39)			非常用の照明装置の作動の状況					
(40)			照明の妨げとなる物品の放置の状況					

6	その他						
(1)	等特殊な構造	膜構造建築物の膜体、取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況				
(2)			膜張力及びケーブル張力の状況				
(3)		免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況（免震装置が可視状態にある場合に限る。）				
(4)			上部構造の可動の状況				
(5)	避雷設備		避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況				
(6)	煙突	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況				
(7)			付帯金物の劣化及び損傷の状況				
(8)		令第138条第1項第1号に掲げる煙突	煙突本体の劣化及び損傷の状況				
(9)			付帯金物の劣化及び損傷の状況				
7	上記以外の点検項目						
その他確認事項							
法第12条第4項の規定による点検を要する防火設備の有無 ☐ 有（ 階） ☐ 無							
特記事項							
番号	点検項目		指摘の具体的内容等		改善策の具体的内容等		改善（予定）年月

- (注意)
- ① この書類は、特殊建築物等ごとに作成してください。
 - ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
 - ③ 「当該点検に関与した点検者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の2様式第一面3欄に記入した点検者について記入し、「点検者番号」欄に点検者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
 - ④ 該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当点検者番号」欄までを取消線で抹消してください。
 - ⑤ 「点検結果」欄は、別表（い）欄に掲げる各点検項目ごとに記入してください。
 - ⑥ 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、別表（い）欄に掲げる点検項目について（は）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
 - ⑦ 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
 - ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
 - ⑨ 「担当点検者番号」欄は、「点検に関与した点検者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
 - ⑩ 7「上記以外の点検項目」欄は、発注者が点検項目を追加したときに、発注者が追加した点検項目を追加し、⑤から⑧に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、7は削除して構いません。
 - ⑪ 「その他確認事項」は、法12条第4項の規定による点検を要する随時閉鎖又は作動ができる防火設備の設置の有無を確認し、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。「有」の場合は、当該防火設備が設置されている階を記入してください。
 - ⑫ 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
 - ⑬ 配置図及び各階平面図を別添1の様式に従い添付し、指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所や撮影した写真の位置等を明記してください。
 - ⑭ 要是正とされた点検項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付してください。

点 検 結 果 図

注）配置図及び各階平面図を添付し、指摘のあった箇所（特記すべき事項を含む）や撮影した写真の位置等を明記すること。	番号	点検項目
	1	敷地及び地盤
	(1)	地盤
	(2)	敷地
	(3)から(5)	敷地内の通路
	(6)から(7)	塀等
	(8)から(9)	擁壁
	2	建築物の外部
	(1)から(2)	基礎
	(3)から(4)	土台（木造に限る。）
	(5)から(18)	外壁
	3	屋上及び屋根
	(1)	屋上面の状況
	(2)から(5)	屋上周りの状況（屋上面を除く。）
	(6)から(7)	屋根（屋上面を除く。）
	(8)から(9)	機器及び工作物（冷却等設備、等）
	4	建築物の内部
	(1)から(5)	防火区画
	(6)から(16)	壁の室内に面する部分
	(17)から(22)	床
	(23)から(25)	天井
	(26)から(33)	防火設備
	(34)から(35)	照明器具、懸垂物等
	(36)から(41)	居室の採光及び換気
	(42)から(45)	石綿等を添加した建築材料
	5	避難施設等
	(1)	令第120条第 2 項に規定する通路
	(2)から(3)	廊下
	(4)から(5)	出入口
	(6)	屋上広場
	(7)から(10)	避難上有効なバルコニー
	(11)から(23)	階段
	(24)から(29)	排煙設備等
	(30)から(40)	その他の設備等
	6	その他
	(1)から(4)	特殊な構造等
	(5)	避雷設備
	(6)から(9)	煙突
	7	上記以外の調査項目

関係写真

部位	番号	点検項目	点検結果
			☐ 要是正 ☐ その他
写真貼付			特記事項

部位	番号	点検項目	点検結果
			☐ 要是正 ☐ その他
写真貼付			特記事項

- (注意)
- ① この書類は、点検の結果「要是正」かつ「既存不適格」ではない項目について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。
 - ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
 - ③ 「部位」欄の「番号」、「点検項目」は、それぞれ別記様式の番号、点検項目に対応したものを記入してください。
 - ④ 「点検結果」欄は、点検の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
 - ⑤ 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

第三十六号の六様式（第六条、第六条の二の二関係）（A4）

定期検査報告書

(建築設備（昇降機を除く。）)

(第一面)

建築基準法第12条第3項の規定により、定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は事実
に相違ありません。

特定行政庁

様

年 月 日

報告者氏名

検査者氏名

【1. 所有者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【口. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【二. 住所】

【ホ. 電話番号】

【2. 管理者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【口. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【二. 住所】

【ホ. 電話番号】

【3. 報告対象建築物】

【イ. 所在地】

【ロ. 名称のフリガナ】

【八. 名称】

【二. 用途】

【4. 検査による指摘の概要】

【イ. 指摘の内容】 ☐ 要是正の指摘あり（☐ 既存不適格） ☐ 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 ☐有 (年 月に改善予定) ☐無

【二. その他特記事項】

※受付欄	※特記欄	※整理番号欄
年 月 日		
第 号		
係員氏名		

(第二面)

建築設備の状況等

【 1. 建築物の概要】

【イ. 階数】 地上 階 地下 階

【□. 建築面積】 m^2 【ハ. 延べ面積】 m^2

【二. 検査対象建築設備】 ☐換気設備 ☐排煙設備 ☐非常用の照明装置

☐給水設備及び排水設備

【2. 確認済証交付年月日等】

【イ. 確認済証交付年月日】 年 月 日 第 号

【口、確認済証交付者】 ☐ 建築主事等 ☐ 指定確認検査機関（ ）

【ハ. 検査済証交付年月日】 年 月 日 第 号

【三、検査済証交付者】 ☐ 建築主事等 ☐ 指定確認検査機関（ ）

【3. 検査日等】

【イ. 今回の検査】 年 月 日実施

【□、前回の検査】 □実施（ 年 月 日報告） □未実施

【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】 ☐有 ☐無

【4. 換気設備の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【二、勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【∧. 所在地】

【卜. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【二、勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【 $\wedge$. 所在地】

【卜. 電話番号】

【5. 換気設備の概要】

【イ、無窓居室】 ☐自然換気設備（ 系統 室） ☐機械換気設備（ 系統 室）

【イ. 避難安全検証法等の適用】 ☐区画避難安全検証法(階) ☐階避難安全検証法(階)
☐全館避難安全検証法

□その他（ ）

【ロ．特別避難階段の階段室又は付室】

□吸引式（ 区画） □給気式（ 区画）

□加圧式（ 区画） □無

【ハ．非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビー】

□吸引式（ 区画） □給気式（ 区画）

□加圧式（ 区画） □無

【ニ．非常用エレベーターの乗降ロビーの用に供する付室】

□吸引式（ 区画） □給気式（ 区画）

□加圧式（ 区画） □無

【ホ．居室等】 □吸引式（ 区画） □給気式（ 区画） □無

【ヘ．予備電源】 □蓄電池 □自家用発電装置 □直結エンジン □その他（ ）

【10．排煙設備の検査の状況】

【イ．指摘の内容】 □要是正の指摘あり（□既存不適格） □指摘なし

【ロ．指摘の概要】

【ハ．改善予定の有無】 □有（ 年 月に改善予定） □無

【11．排煙設備の不具合の発生状況】

【イ．不具合】 □有 □無

【ロ．不具合記録】 □有 □無

【ハ．改善の状況】 □実施済 □改善予定（ 年 月に改善予定） □予定なし

【12．非常用の照明装置の検査者】

（代表となる検査者）

【イ．資格】 （ ） 建築士 （ ） 登録第 号
建築設備検査員 第 号

【ロ．氏名のフリガナ】

【ハ．氏名】

【ニ．勤務先】

（ ） 建築士事務所 （ ） 知事登録第 号

【ホ．郵便番号】

【ヘ．所在地】

【ト．電話番号】

（その他の検査者）

【イ．資格】 （ ） 建築士 （ ） 登録第 号
建築設備検査員 第 号

【ロ．氏名のフリガナ】

【ハ．氏名】

【ニ．勤務先】

（ ） 建築士事務所 （ ） 知事登録第 号

【ホ．郵便番号】

【ヘ．所在地】

【13. 非常用の照明装置の概要】			
【イ. 照明器具】	☐ 白熱灯（ 灯）	☐ 蛍光灯（ 灯）	
	☐ LEDランプ（ 灯）	☐ その他（ 灯）	
【ロ. 予備電源】	☐ 蓄電池（内蔵形）（居室 灯、廊下 灯、階段 灯）		
	☐ 蓄電池（別置形）（居室 灯、廊下 灯、階段 灯）		
	☐ 自家用発電装置（居室 灯、廊下 灯、階段 灯）		
	☐ 蓄電池（別置形）・自家発電装置併用（居室 灯、廊下 灯、階段 灯）		
	☐ その他（ ）		
【14. 非常用の照明装置の検査の状況】			
【イ. 指摘の内容】	☐ 要是正の指摘あり（ ☐ 既存不適格）		☐ 指摘なし
【ロ. 指摘の概要】			
【ハ. 改善予定の有無】	☐ 有（ 年 月に改善予定）		☐ 無
【15. 非常用の照明装置の不具合の発生状況】			
【イ. 不具合】	☐ 有 ☐ 無		
【ロ. 不具合記録】	☐ 有 ☐ 無		
【ハ. 改善の状況】	☐ 実施済 ☐ 改善予定（ 年 月に改善予定）		☐ 予定なし
【16. 給水設備及び排水設備の検査者】			
（代表となる検査者）			
【イ. 資格】	（ ）建築士	（ ）登録第	号
	建築設備検査員	第	号
【ロ. 氏名のフリガナ】			
【ハ. 氏名】			
【ニ. 勤務先】	（ ）建築士事務所	（ ）知事登録第	号
【ホ. 郵便番号】			
【ヘ. 所在地】			
【ト. 電話番号】			
（その他の検査者）			
【イ. 資格】	（ ）建築士	（ ）登録第	号
	建築設備検査員	第	号
【ロ. 氏名のフリガナ】			
【ハ. 氏名】			
【ニ. 勤務先】	（ ）建築士事務所	（ ）知事登録第	号
【ホ. 郵便番号】			
【ヘ. 所在地】			
【ト. 電話番号】			

【イ. 飲料水の配管設備】 ☐ 給水タンク (基 m³) ☐ 貯水タンク (基 m³)

☐その他（ ）

【ロ．排水設備】 ☐排水槽（☐汚水槽 ☐雑排水槽 ☐合併槽 ☐雨水槽・湧水槽）

☐排水再利用配管設備 ☐その他（ ）

【ハ．圧力タンクの有無】 ☐有 ☐無

【ニ．給湯方式】 ☐局所式 ☐中央式

【ホ．湯沸器】 ☐開放式燃焼器 ☐半密閉式燃焼器 ☐密閉式燃焼器

☐その他（ ）

【18．給水設備及び排水設備の検査の状況】

【イ．指摘の内容】 ☐要是正の指摘あり（☐既存不適格） ☐指摘なし

【ロ．指摘の概要】

【ハ．改善予定の有無】 ☐有（ 年 月に改善予定） ☐無

【19．給水設備及び排水設備の不具合の発生状況】

【イ．不具合】 ☐有 ☐無

【ロ．不具合記録】 ☐有 ☐無

【ハ．改善の状況】 ☐実施済 ☐改善予定（ 年 月に改善予定） ☐予定なし

【20．備考】

(第三面)

建築設備に係る不具合の状況

【1. 換気設備】

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

【2. 排煙設備】

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

【3. 非常用の照明装置】

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

【4. 給水設備及び排水設備】

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

--	--	--	--	--

(注意)

1. 各面共通関係

- ① ※印のある欄は記入しないでください。
- ② 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- ③ 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

2. 第一面関係

- ① 検査者が2人以上のときは、代表となる検査者を検査者氏名欄に記入してください。
- ② 1欄及び2欄は、所有者又は管理者が法人のときは、「ロ」はそれぞれ法人の名称及び代表者氏名を、「ニ」はそれぞれ法人の所在地を記入してください。
- ③ 第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄のいずれかの「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合においては、4欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外のときは、「指摘なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第二面の6欄、10欄、14欄及び18欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたものの全てにおいて、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せて4欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ④ 4欄の「ロ」は、指摘された事項のうち特に報告すべき事項があれば記入してください。
- ⑤ 4欄の「ハ」は、第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄のいずれかの「ハ」において改善予定があるとしているときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄の「ハ」に記入されている改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入してください。
- ⑥ 4欄の「ニ」は、指摘された事項以外に特に報告すべき事項があれば記入してください。

3. 第二面関係

- ① この書類は、建築物ごとに、建築設備等の概要及び当該建築設備等の構造方法に係る検査結果について作成してください。
- ② 1欄の「ニ」は、検査対象の建築設備について、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ③ 2欄の「イ」及び「ロ」は、検査対象の建築設備等に関する直前の確認（建築基準法第87条の4及び同法第88条第2項の規定により準用して適用される同法第6条第1項に規定する確認を含む。以下この様式において同じ。）について、「ハ」及び「ニ」は、検査対象の建築設備等に関する直前の完了検査について、それぞれ記入してください。④ 2欄の「ロ」及び「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合には、併せてその名称を記入してください。
- ⑤ 3欄の「イ」は、検査が終了した年月日を記入し、「ロ」は、検査対象の建築設備等に関する直前の報告について記入して下さい。
- ⑥ 3欄の「ロ」は、報告の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マー

クを入れてください。

- ⑦ 3 欄の「ハ」は、前回の定期検査の結果を記録した書類の写しの保存の有無について記入してください。
- ⑧ 4 欄から19欄までは、検査の対象となっていない建築設備等の欄には記入する必要はありません。
- ⑨ 4 欄、8 欄、12欄及び16欄は、代表となる検査者並びに検査に係る建築設備に係るすべての検査者について記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ⑩ 4 欄、8 欄、12欄及び16欄の「イ」は、検査者の有する資格について記入してください。検査者が建築設備検査員である場合は、建築設備検査員資格者証の交付番号を「建築設備検査員」の番号欄に記入してください。
- ⑪ 4 欄、8 欄、12欄及び16欄の「ニ」は、検査者が法人に勤務している場合は、検査者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所のときは、事務所登録番号を併せて記入してください。
- ⑫ 4 欄、8 欄、12欄及び16欄の「ホ」から「ト」までは、検査者が法人に勤務している場合は、検査者の勤務先について記入し、検査者が法人に勤務していない場合は検査者の住所について記入してください。
- ⑬ 5 欄の「イ」は、換気のための有効な部分の面積が居室の床面積の20分の1未満となる居室（建築基準法第28条第3項に規定する特殊建築物の居室を除く。）について、「ロ」は、同項に規定する室（同項に規定する特殊建築物の居室を除く。）について記入し、それぞれ該当する室がない場合においては「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「ハ」は、同項に規定する特殊建築物の居室について記入してください。
- ⑭ 17欄の「イ」、「ロ」及び「ホ」は、それぞれ該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「その他」の場合は併せて具体的な内容を記入してください。
- ⑮ 6 欄、10欄、14欄及び18欄の「イ」は、検査結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該指摘された箇所の全てに建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑯ 6 欄、10欄、14欄及び18欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）は、「ロ」に指摘の概要を記入してください。
- ⑰ 6 欄、10欄、14欄及び18欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）、当該指摘をうけた項目について改善予定があるときは「ハ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑱ 前回検査時以降に把握した火災時の排煙設備不作動等機器の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に起因するもの（以下、「不具合」という。）について第三面の1 欄、2 欄、3 欄又は4 欄の「不具合の概要」欄に記入したときは、7 欄、11欄、15欄又は19欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合について記録が有るときは7 欄、11欄、15欄又は19欄の「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは7 欄、11欄、15欄又は19欄の「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第三面の1 欄、2 欄、3 欄又

は4欄に記入された不具合のうち当該不具合を受けた改善を既に実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には7欄、11欄、15欄又は19欄の「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面の1欄、2欄、3欄又は4欄に記入された不具合のうち改善を行う予定があるものがある場合には7欄、11欄、15欄又は19欄の「改善予定」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入し、改善の予定がない場合には7欄、11欄、15欄又は19欄の「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

- ⑩ 9欄の「イ」は、建築基準法施行令第128条の7第3項に規定する区画避難安全検証法により区画避難安全性能が検証された建築物のときは「区画避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が検証された建築物のときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条の2第4項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が検証された建築物のときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「区画避難安全検証法」の場合は区画避難安全性能を検証した階を、「階避難安全検証法」の場合は階避難安全性能を検証した階を、併せて記入してください。建築基準法第38条（同法第66条、第67条の2及び第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による特殊構造方法等認定、同法第68条の25第1項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。
- ⑪ 9欄の「ロ」、「ハ」及び「ニ」は、それぞれ該当する室がないときに「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「ホ」は、「ロ」、「ハ」及び「ニ」以外の居室、廊下及び階段の用に供する部分について記入してください。
- ⑫ 各欄に掲げられている項目以外で特に報告すべき事項は、20欄又は別紙に記載して添えてください。

4. 第三面関係

- ① 第三面の1欄、2欄、3欄又は4欄は、前回検査時以降に把握した建築設備に係る不具合のうち第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回検査時以降不具合を把握していない場合は、第三面を省略することができます。
- ② 「不具合を把握した年月」欄は、当該不具合を把握した年月を記入してください。
- ③ 「不具合の概要」欄は、当該不具合の箇所を特定した上で、当該不具合の具体的内容を記入してください。
- ④ 「考えられる原因」欄は、当該不具合が生じた原因として主として考えられるものを記入してください。ただし、当該不具合が生じた原因が不明な場合は「不明」と記入してください。
- ⑤ 「改善（予定）年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「－」を記入してください。
- ⑥ 「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入してください。

定期検査報告概要書

(建築設備（昇降機を除く。）)

(第一面)

【1. 所有者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【口. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【二. 住所】

【2. 管理者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【口. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【二. 住所】

【3. 報告対象建築物】

【イ. 所在地】

【ロ. 名称のフリガナ】

【八、名称】

【二. 用途】

【４．検査による指摘の概要】

【イ. 指摘の内容】 ☐ 要是正の指摘あり (☐ 既存不適格) ☐ 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 ☐有（ 年 月に改善予定） ☐無

【二. その他特記事項】

【5. 不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 ☐有 ☐無

【口、不具合記録】 ☐有 ☐無

【ハ. 不具合の概要】

【二. 改善の状況】 ☐実施済 ☐改善予定（ 年 月に改善予定）

□予定なし（理由：_____）

[illegible]

【イ. 確認済証交付年月日】 年 月 日 第 号

【ロ. 確認済証交付者】 ☐ 建築主事等 ☐ 指定確認検査機関 ()

【ハ. 検査済証交付年月日】 年 月 日 第 号

【ニ. 検査済証交付者】 ☐ 建築主事等 ☐ 指定確認検査機関 ()

【イ. 今回の検査】 年 月 日実施
 【ロ. 前回の検査】 ☐実施 (年 月 日報告) ☐未実施
 【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】 ☐有 ☐無

【イ．資格】	() 建築士	() 登録第	号
	建築設備検査員	第	号
【ロ．氏名のフリガナ】			
【ハ．氏名】			
【ニ．勤務先】			
	() 建築士事務所	() 知事登録第	号
【ホ．郵便番号】			
【ヘ．所在地】			
【ト．電話番号】			
その他の検査者)			
【イ．資格】	() 建築士	() 登録第	号
	建築設備検査員	第	号
【ロ．氏名のフリガナ】			
【ハ．氏名】			
【ニ．勤務先】			
	() 建築士事務所	() 知事登録第	号
【ホ．郵便番号】			
【ヘ．所在地】			
【ト．電話番号】			

【イ. 無窓居室】 ☐ 自然換気設備（ 系統 室） ☐ 機械換気設備（ 系統 室）
☐ 中央管理方式の空気調和設備（ 系統 室）

	☐ その他（ 系統 室）	☐ 無
【ロ．火気使用室】	☐ 自然換気設備（ 系統 室）	☐ 機械換気設備（ 系統 室）
	☐ その他（ 系統 室）	☐ 無
【ハ．居室等】	☐ 自然換気設備（ 系統 室）	☐ 機械換気設備（ 系統 室）
	☐ 中央管理方式の空気調和設備（ 系統 室）	
	☐ その他（ 系統 室）	☐ 無
【ニ．防火ダンパーの有無】	☐ 有	☐ 無

【 6 . 排煙設備の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【二、勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【 $\wedge$. 所在地】

【卜. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【二、勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【 $\wedge$. 所在地】

【卜、電話番号】

【7. 排煙設備の概要】

【イ. 避難安全検証法等の適用】

☐ 区画避難安全検証法 (階) ☐ 階避難安全検証法 (階)

☐全館避難安全検証法 ☐その他（ ）

【ロ. 特別避難階段の階段室又は付室】

☐吸引式 (区画) ☐給気式 (区画)☐加圧式 (区画) ☐無

【ハ、非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビー】

☐吸引式 (区画) ☐給気式 (区画)☐加圧式 (区画) ☐無

【二、非常用エレベーターの乗降ロビーの用に供する付室】

☐吸引式 (区画) ☐給気式 (区画)☐加圧式 (区画) ☐無

【へ. 予備電源】 ☐蓄電池 ☐自家用発電装置 ☐直結エンジン ☐その他 ()

(代表となる検査者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【二、勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ、郵便番号】

【 $\wedge$. 所在地】

【卜. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【二、勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【 $\wedge$ ，所在地】

【卜. 電話番号】

【9. 非常用の照明装置の概要】

【イ. 照明器具】 ☐ 白熱灯 (灯) ☐ 蛍光灯 (灯)

☐LEDランプ (灯) ☐その他 (灯)

【口. 予備電源】 ☐蓄電池（内蔵形）（居室 灯、廊下 灯、階段 灯）

□蓄電池（別置形）（居室 灯、廊下 灯、階段 灯）

☐自家用発電装置（居室　　灯、廊下　　灯、階段　　灯）

□蓄電池（別置形）・自家発電装置併用（居室 灯、廊下 灯、階段 灯）

□その他 ()

【10. 給水設備及び排水設備の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【二、勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ、郵便番号】

【 $\wedge$. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【11. 給水設備及び排水設備の概要】

【イ. 飲料水の配管設備】 ☐ 給水タンク (基 m³) ☐ 貯水タンク (基 m³)
☐ その他 ()

【ロ. 排水設備】 ☐ 排水槽 (☐ 汚水槽 ☐ 雑排水槽 ☐ 合併槽 ☐ 雨水槽・湧水槽)
☐ 排水再利用配管設備 ☐ その他 ()

【ハ. 圧力タンクの有無】 ☐ 有 ☐ 無

【ニ. 給湯方式】 ☐ 局所式 ☐ 中央式

【ホ. 湯沸器】 ☐ 開放式燃焼器 ☐ 半密閉式燃焼器 ☐ 密閉式燃焼器
☐ その他 ()

【12. 備考】

(注意)

この様式には、第三十六号の六様式に記入した内容と同一の内容を記入してください。第二面は、同様式第二面において指摘があつた建築設備についてのみ作成し、第一面に添えてください。

点検結果表
(換気設備)

当該点検に関与した点検者		氏 名	点検者番号
	代表となる点検者		
	その他の点検者		

番号	点 検 項 目 等			点検結果			担当 点検者 番号		
				指摘 なし	要是正				
					既 存 不適格				
1	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）								
(1)	機械換気設備	機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の外観	外気取り入れ口及び排気口への雨水等の防止措置の状況						
(2)			外気取り入れ口及び排気口の取付けの状況						
(3)			各室の給気口及び排気口の設置位置						
(4)			給気口、排気口及び居室内の空気の取り入れ口の取付けの状況						
(5)			風道の取付けの状況						
(6)			風道の材質						
(7)			給気機及び排気機の設置の状況						
(8)			換気扇による換気の状況						
(9)	機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の性能		各系統の換気量						
(10)			各室の換気量						
(11)			中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況						
(12)			中央管理方式の空気調和設備	空気調和設備の主要機器及び配管の外観	空気調和設備の設置の状況				
(13)					空気調和設備及び配管の劣化及び損傷の状況				
(14)					空気調和設備の運転の状況				
(15)					空気ろ過器の点検口				
(16)					冷却塔と建築物の他の部分との離隔距離				
(17)	空気調和設備の性能				各室内の温度				
(18)					各室内の相対湿度				
(19)					各室の浮遊粉じん量				
(20)			各室の一酸化炭素含有率						
(21)			各室の二酸化炭素含有率						
(22)			各室の気流						
(23)			各室の吹き出し空気の分配の状況						

2	換気設備を設けるべき調理室等						
(1)	自然換気設備及び機械換気設備	排気筒、排気フード及び煙突の材質					
(2)		排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況					
(3)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の大きさ					
(4)		給気口、排気口及び排気フードの位置					
(5)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の機能確保の状況					
(6)		排気筒及び煙突の断熱の状況					
(7)		排気筒及び煙突と可燃物、電線等との離隔距離					
(8)		煙突等への防火ダンパー、風道等の設置の状況					
(9)	自然換気設備	煙突の先端の立ち上がりの状況（密閉型燃焼器具の煙突を除く。）					
(10)	機械換気設備	排気筒に設ける防火ダンパーの設置の状況					
(11)		換気扇による換気の状況					
(12)		機械換気設備の換気量					

3	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室						
(1)	防火ダンパー等	防火ダンパーの設置の状況					
(2)		防火ダンパーの取付けの状況					
(3)		防火ダンパーの作動の状況					
(4)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況					
(5)		防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに点検口の有無					
(6)		防火ダンパーの温度ヒューズ					
(7)		防火区画の貫通措置の状況					
(8)		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器の位置					
(9)		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況					

4	上記以外の点検項目等						

特記事項				
番号	点検項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該点検に関与した点検者」欄は、定期検査報告書（建築設備（昇降機を除く。））第二面4欄に記入した点検者について記入し、「点検者番号」欄に点検者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- ④ 点検対象建築物に換気設備がない場合は、この様式は省略して構いません。
- ⑤ 該当しない点検項目等がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当点検者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑥ 「点検結果」欄は、別表第一（ろ）欄に掲げる各点検事項ごとに記入してください。
- ⑦ 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第一（ろ）欄に掲げる点検事項について同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑦に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「担当点検者番号」欄は、「点検に関与した点検者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の点検を行った点検者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑪ 1(9)から(11)「居室等の機械換気設備の性能（中央管理方式の空気調和設備を含む）」については、法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）の換気状況評価表（別表1）を添付してください。
- ⑫ 2(10)から(12)「機械換気設備」については、換気設備を設けるべき調理室等の換気風量測定表（別表2）を添付してください。
- ⑬ 4「上記以外の点検項目等」は、第2ただし書の規定により委託者が点検項目等を追加したとき又は第2第2項の規定により点検の方法を記載した図書があるときに、委託者が追加した点検項目等又は第2第2項に規定する図書に記載されている点検項目等を追加し、⑥から⑨に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、4は削除して構いません。
- ⑭ 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にであっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目等の番号、点検項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ⑮ 要是正とされた点検項目等（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添の様式に従い添付してください。

点検結果表
(排煙設備)

当該点検に関与した点検者		氏 名	点検者番号
	代表となる点検者		
	その他の点検者		

番号	点 検 項 目 等			点検結果			担当 点検者 番号	
				指摘 なし	要是正			
					既 存 不適格			
1	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー、令第126条の2第1項に規定する居室等							
(1)	排煙機	排煙機の外観	排煙機の設置の状況					
(2)			排煙風道との接続の状況					
(3)			排煙出口の設置の状況					
(4)			排煙出口の周囲の状況					
(5)			屋外に設置された排煙出口への雨水等の防止措置の状況					
(6)		排煙機の性能	排煙口の開放と連動起動の状況					
(7)			作動の状況					
(8)			電源を必要とする排煙機の予備電源による作動の状況					
(9)			排煙機の排煙風量					
(10)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況					
(11)	排煙口	機械排煙設備の排煙口の外観	排煙口の位置					
(12)			排煙口の周囲の状況					
(13)			排煙口の取付けの状況					
(14)			手動開放装置の周囲の状況					
(15)			手動開放装置の操作方法の表示の状況					
(16)		機械排煙設備の排煙口の性能	手動開放装置による開放の状況					
(17)			排煙口の開放の状況					
(18)			排煙口の排煙風量					
(19)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況					
(20)			煙感知器による作動の状況					
(21)	排煙風道	機械排煙設備の排煙風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	排煙風道の劣化及び損傷の状況					
(22)			排煙風道の取付けの状況					
(23)			排煙風道の材質					
(24)			防煙壁の貫通措置の状況					
(25)			排煙風道と可燃物、電線等との離隔距離及び断熱の状況					
(26)		防火ダンパー（外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く。）	防火ダンパーの取付けの状況					
(27)			防火ダンパーの作動の状況					
(28)			防火ダンパーの劣化及び損傷の状況					
(29)			防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無					
(30)			防火ダンパーの温度ヒューズ					
(31)			防火区画の貫通措置の状況					
(32)		特殊な構造の排煙設備	特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口の外観	排煙口及び給気口の大きさ及び位置				
(33)				排煙口及び給気口の周囲の状況				
(34)				排煙口及び給気口の取付けの状況				
(35)				手動開放装置の周囲の状況				
(36)	手動開放装置の操作方法の表示の状況							
(37)	特殊な構造の排煙設備の排煙口の性能		排煙口の排煙風量					
(38)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況					
(39)			煙感知器による作動の状況					
(40)	特殊な構造の排煙設備の給気風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）		給気風道の劣化及び損傷の状況					
(41)			給気風道の材質					
(42)			給気風道の取付けの状況					
(43)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の設置の外観		防煙壁の貫通措置の状況					
(44)			給気送風機の設置の状況					
(45)			給気風道との接続の状況					
(46)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能		排煙口の開放と連動起動の状況					
(47)		作動の状況						
(48)		電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況						
(49)		給気送風機の給気風量						
(50)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況						
(51)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の吸込口	吸込口の設置位置						
(52)		吸込口の周囲の状況						
(53)		屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況						
2	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー							
(1)	特別避難階段の階段室又は付室及び非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーに設ける排煙口及び給気口		排煙機、排煙口及び給気口の作動の状況					
(2)			給気口の周囲の状況					
(3)		排煙風道(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	排煙風道の劣化及び損傷の状況					
(4)			排煙風道の取付けの状況					
(5)			排煙風道の材質					
(6)			給気口の外観	給気口の周囲の状況				
(7)				給気口の取付けの状況				
(8)				給気口の手動開放装置の周囲の状況				
(9)				給気口の手動開放装置の操作方法の表示の状況				

(10)	加圧防排煙設備	給気口の性能	給気口の自動開放装置による開放の状況				
(11)			給気口の開放の状況				
(12)		給気風道(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	給気風道の劣化及び損傷の状況				
(13)			給気風道の取付けの状況				
(14)			給気風道の材質				
(15)		給気送風機の外観	給気送風機の設置の状況				
(16)			給気風道との接続の状況				
(17)		給気送風機の性能	給気口の開放と連動起動の状況				
(18)			給気送風機の作動の状況				
(19)			電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況				
(20)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況				
(21)		給気送風機の吸込口	吸込口の設置位置				
(22)			吸込口の周囲の状況				
(23)			屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況				
(24)		遮煙開口部の性能	遮煙開口部の排出風速				
(25)		空気逃し口の外観	空気逃し口の大きさ及び位置				
(26)	空気逃し口の周囲の状況						
(27)	空気逃し口の取付けの状況						
(28)	空気逃し口の性能	空気逃し口の作動の状況					
(29)	圧力調整装置の外観	圧力調整装置の大きさ及び位置					
(30)		圧力調整装置の周囲の状況					
(31)		圧力調整装置の取付けの状況					
(32)	圧力調整装置の性能	圧力調整装置の作動の状況					
3 令第126条の2第1項に規定する居室等							
(1)	可動防煙壁	手動降下装置の作動の状況					
(2)		手動降下装置による連動の状況					
(3)		煙感知器による連動の状況					
(4)		可動防煙壁の材質					
(5)		可動防煙壁の防煙区画					
(6)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況					
4 予備電源							
(1)	自家用発電装置	自家用発電装置等の状況	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況				
(2)			発電機の発電容量				
(3)			発電機及び原動機の状況				
(4)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況				
(5)			始動用の空気槽の圧力				
(6)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況				
(7)			燃料及び冷却水の漏洩の状況				
(8)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況				
(9)			自家用発電装置の取付けの状況				
(10)			自家用発電機室の給排気の状況（屋内に設置されている場合に限				
(11)		接地線の接続の状況					
(12)		絶縁抵抗					
(13)		自家用発電装置の性能	電源の切替えの状況				
(14)			始動の状況				
(15)			運転の状況				
(16)			排気の状況				
(17)			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況				
(18)	直結エンジン	直結エンジンの外観	直結エンジンの設置の状況				
(19)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況				
(20)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況				
(21)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況				
(22)			給気部及び排気管の取付けの状況				
(23)			Vベルト				
(24)			接地線の接続の状況				
(25)		絶縁抵抗					
(26)	直結エンジンの性能	始動及び停止並びに運転の状況					
5 上記以外の検査項目等							
特記事項							
番号	検査項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月			

(注意)

① この書類は、建築物ごとに作成してください。

② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

③ 「当該点検に関与した点検者」欄は、定期検査報告書（建築設備（昇降機を除く。））第二面8欄に記入した点検者について記入し、「点検者番号」欄に点検者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。

④ 点検対象建築物に排煙設備がない場合は、この様式は省略して構いません。

- ⑤ 該当しない点検項目等がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当点検者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑥ 「点検結果」欄は、別表第二（ろ）欄に掲げる各点検事項ごとに記入してください。
- ⑦ 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第二（ろ）欄に掲げる点検事項について同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑦に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「担当点検者番号」欄は、「点検に関与した点検者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の点検を行った点検者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑪ 1 (9)「排煙機の排煙風量」及び1 (18)「排煙口の排煙風量」については、排煙風量測定記録表（別表3）を添付してください。
- ⑫ 1 (37)「排煙口の排煙風量」及び1 (49)「給気送風機の給気風量」については、排煙風量測定記録表（別表3－2）を添付してください。
- ⑬ 2 (24)「遮煙開口部の排出風速」については、排煙風量測定記録表（別表3－3）を添付してください。
- ⑭ 5「上記以外の点検項目等」は、第2ただし書の規定により委託者が点検項目等を追加したとき又は第2第2項の規定により点検の方法を記載した図書があるときに、委託者が追加した点検項目等又は第2第2項に規定する図書に記載されている点検項目等を追加し、⑥から⑨に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、5は削除して構いません。
- ⑮ 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目等の番号、点検項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ⑯ 要是正とされた検査項目等（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添の様式に従い添付してください。

点検結果表
(非常用の照明装置)

当該点検に関与した検査者		氏 名	点検者番号
	代表となる点検者		
	その他の点検者		

番号	点 検 項 目 等		点検結果			担当 点検者 番号
			指摘 なし	要是正	既 存 不適格	
1	照明器具					
(1)	非常用の照明器具	使用電球、ランプ等 照明器具の取付けの状況				
2	電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置					
(1)	予備電源	予備電源への切替え及び器具の点灯の状況並びに予備電源の性能				
(2)	照度	照度の状況				
(3)	分電盤	非常用電源分岐回路の表示の状況				
(4)	配線	配電管等の防火区画貫通措置の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）				
3	電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置					
(1)	配線	照明器具の取付状況及び配線の接続の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）				
(2)		電気回路の接続の状況				
(3)		接続部（幹線分岐及びボックス内に限る。）の耐熱処理の状況				
(4)		予備電源から非常用の照明器具間の耐熱配線処理の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）				
(5)	切替回路	常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況				
(6)		蓄電池設備と自家用発電装置併用の場合の切替えの状況				
4	電池内蔵形の蓄電池					
(1)	配線及び充電ランプ	充電ランプの点灯の状況				
(2)		誘導灯及び非常用照明兼用器具の専用回路の確保の状況				
5	電源別置形の蓄電池					
(1)	蓄電池	蓄電池等の状況	蓄電池室の防火区画等の貫通措置の状況			
(2)			蓄電池室の換気の状況			
(3)			蓄電池の設置の状況			
(4)		蓄電池の性能	電圧			
(5)			電解液比重			
(6)			電解液の温度			
(7)	充電器	充電器室の防火区画等の貫通措置の状況				
(8)		キュービクルの取付けの状況				
6	自家用発電装置					
(1)	自家用発電装置	自家用発電装置等の状況	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況			
(2)			発電機の発電容量			
(3)			発電機及び原動機の状況			
(4)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況			
(5)			始動用の空気槽の圧力			
(6)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況			
(7)			燃料及び冷却水の漏洩の状況			
(8)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況			
(9)			自家用発電装置の取付けの状況			
(10)			自家用発電機室の給排気の状況（屋内に設置されている場合に限			
(11)			接地線の接続の状況			
(12)			絶縁抵抗			
(13)		自家用発電装置の性能	電源の切替えの状況			
(14)			始動の状況			
(15)			運転の状況			
(16)			排気の状況			
(17)			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況			
7	上記以外の点検項目等					

特記事項

番号	点検項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該点検に関与した点検者」欄は、定期検査報告書（建築設備（昇降機を除く。））第二面12欄に記入した点検者について記入し、「点検者番号」欄に点検者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- ④ 点検対象建築物に非常用の照明装置がない場合は、この様式は省略して構いません。
- ⑤ 該当しない点検項目等がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当点検者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑥ 「点検結果」欄は、別表第三（ろ）欄に掲げる各検査事項ごとに記入してください。
- ⑦ 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第三（ろ）欄に掲げる点検事項について同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「担当点検者番号」欄は、「点検に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の点検を行った点検者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑪ 2(2)「照度」については、非常用の照明装置の照度測定表（別表4）を添付してください。
- ⑫ 7「上記以外の点検項目等」は、第2ただし書の規定により委託者が点検項目等を追加したとき又は第2第2項の規定により点検の方法を記載した図書があるときに、委託者が追加した点検項目等又は第2第2項に規定する図書に記載されている点検項目等を追加し、⑥から⑨に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、7は削除して構いません。
- ⑬ 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にであっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目等の番号、点検項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ⑭ 要是正とされた検査項目等（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添の様式に従い添付してください。

点検結果表
(給水設備及び排水設備)

当該点検に関与した 点検者		氏 名	点検者番号
	代表となる点検者		
	その他の点検者		

番号	点 検 項 目 等		点検結果			担当 点検者 番号
			指摘 なし	要是正	既 存 不適格	
1	飲料用の配管設備及び排水設備					
(1)	飲料用配管及 び排水配管	配管の取付けの状況				
(2)		配管の腐食及び漏水の状況				
(3)	(隠蔽部分及 び埋設部分を 除く。)	配管が貫通する箇所の損傷防止措置の状況				
(4)		継手類の取付けの状況				
(5)		保温措置の状況				
(6)		防火区画等の貫通措置の状況				
(7)		配管の支持金物				
(8)		飲料水系統配管の汚染防止措置の状況				
(9)		止水弁の設置の状況				
(10)		ウォーターハンマーの防止措置の状況				
(11)		給湯管及び膨張管の設置の状況				
2	飲料水の配管設備					
(1)	飲料用の給水 タンク及び貯 水タンク並び に給水ポンプ	給水タンク等の設置の状況				
(2)		給水タンク等の通気管、水抜き管、オーバーフロー管等の設置の状況				
(3)		給水タンク等の腐食及び漏水の状況				
(4)		給水用圧力タンクの安全装置の状況				
(5)		給水ポンプの運転の状況				
(6)		給水タンク及ポンプ等の取付けの状況				
(7)	給湯設備（循 環ポンプを含 む。）	給湯設備（ガス湯沸器を除く。）の取付けの状況				
(8)		ガス湯沸器の取付けの状況				
(9)		給湯設備の腐食及び漏水の状況				
(10)		ガス湯沸器の煙突及び給排気部の構造				
3	排水設備					
(1)	排水槽	排水槽のマンホールの大きさ				
(2)		排水槽の通気の状況				
(3)		排水漏れの状況				
(4)		地下街の非常用の排水設備の処理能力及び予備電源の状況				
(5)	排水再利用配 管設備（中水 道を含む。）	雑用水の用途				
(6)		雑用水給水栓の表示の状況				
(7)		配管の標識等				
(8)		雑用水タンク、ポンプ等の設置の状況				
(9)		消毒装置				
(10)	その他	衛生器具				
(11)		排水トラップ				
(12)		阻集器				
(13)		配水管				
(14)		公共下水道等への接続の状況				
(15)		雨水排水立て管の接続の状況				
(16)		排水の状況				
(17)		掃除口の取付けの状況				
(18)		雨水系統との接続の状況				
(19)		通気管の状況				
(20)		通気開口部の状況				
(21)		間接排水の状況				
4	上記以外の点検項目等					

特記事項				
番号	点検項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予 定）年月

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該点検に関与した点検者」欄は、定期検査報告書（建築設備（昇降機を除く。））第二面16欄に記入した点検者について記入し、「点検者番号」欄に点検者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- ④ 該当しない点検項目等がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当点検者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑤ 「点検結果」欄は、別表第四（ろ）欄に掲げる各点検事項ごとに記入してください。
- ⑥ 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第四（ろ）欄に掲げる点検事項について同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「担当点検者番号」欄は、「点検に関与した点検者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の点検を行った点検者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑩ 4「上記以外の点検項目等」は、第2ただし書の規定により委託者が点検項目等を追加したとき又は第2第2項の規定により点検の方法を記載した図書があるときに、委託者が追加した点検項目等又は第2第2項に規定する図書に記載されている点検項目等を追加し、⑥から⑨に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、4は削除して構いません。
- ⑪ 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目等の番号、点検項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ⑫ 要是正とされた点検項目等（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添の様式に従い添付してください。

別表 1 法第28条第 2 項又は第 3 項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）の換気風量測定表

測定年月日		測定機器 メーカー名			型式番号等	
階	室名*注1	必要換気量 (m3/h)	換 気 方 式	換気設備機種名*注2	換気状況の評価*注3	判 定
			一 種 ・ 二 種 ・ 三 種			指摘なし・要是正
			一 種 ・ 二 種 ・ 三 種			指摘なし・要是正
			一 種 ・ 二 種 ・ 三 種			指摘なし・要是正

注1) 中央式空調設備などで、複数室の外気取り入れをまとめて行い、それらを一括して評価する場合は、まとまりを構成する複数の室名を記入する。

注2) 室ごとに単独の換気扇がある場合など、換気設備が特定されている場合は、その名称を記入する。

注3) 換気状況の評価欄には、外気取り入れ口における風量測定を行うことが最も確実であり、換気量測定を行った場合は、その測定結果を記入する。

これに代わる方法として以下の確認等を行った場合には、その結果を記入する。

- ・各室の二酸化炭素濃度の測定を行い、居住者数と測定値に矛盾がないか確認する。
- ・外気取り入れ送風機の電流値を測定し、定格値と比較して矛盾がないか確認する。
- ・中央制御盤等で、取り入れ外気量のモニターを行っている場合には、その計測結果に問題がないか確認する。
- ・個別の換気設備では、その運転状況、フィルターの目詰まり状況、清掃状況などの目視確認を行い、問題点がないか確認する。

別表 2 換気設備を設けるべき調理室等の換気風量測定表（A 4）

測定年月日			測定機器 メーカー名			型式番号等			
室番（場所）	使用器具	発熱量(kW)	換気型式(n)	必要換気量（m³/h）	開口面積（㎡）	測定風速*注（m/s）	測定風量（m³/h）	判 定	機器
			40・30・20・2					指摘なし・要是正	
			40・30・20・2					指摘なし・要是正	
			40・30・20・2					指摘なし・要是正	
			40・30・20・2					指摘なし・要是正	
			40・30・20・2					指摘なし・要是正	
			40・30・20・2					指摘なし・要是正	
			40・30・20・2					指摘なし・要是正	
			40・30・20・2					指摘なし・要是正	
			40・30・20・2					指摘なし・要是正	
			40・30・20・2					指摘なし・要是正	

注) 「測定風速」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。

凡例

換気扇	S
レンジフード	R
厨房フード	H
天井扇	TS
天井ダクト	TD
ロスナイ換気	L

別表 3 排煙風量測定記録表 (A 4) *注1)

測定年月日		測定機器 メーカー名		型式番号等			
1	排煙機系統(機器番号等)		排煙機銘板表示	排煙機の規定風量			
			最大防煙区画面積	$\text{m}^2 \times 1 \text{ or } 2 = \text{m}^3/\text{min}$			
2	排煙口					判定	
	階	室名	排煙口面積 (㎡)	測定風速 (m/s)*注2)	測定風量 (㎡/min)		規定風量 (㎡/min)
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
3	排煙機					判定	
	排煙機 (番号等)	煙排出口面積 (㎡)	測定風速 (m/s)*注2)	測定風量 (㎡/min)	規定風量 (㎡/min)		
						指摘なし・要是正	
4	直結エンジン (内燃エンジン) の有無		予備電源又は直結エンジン切り替え				
	有 ・ 無		指摘なし・要是正				
5	排煙系統図 (排煙機と排煙口の対応関係がわかる図を記入すること)						

注1) 本記録表は、排煙機系統ごとに記入する。

注2) 「測定風速」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。

注3) 自主点検等による排煙風量測定記録がある場合は、実施時期、測定方法、測定値等が適正であるか否かを判定すること。

別表4 非常用の照明装置の照度測定表 (A4)

測定年月日		測定機器 メーカー名		型式番号等	
光源の種類		最低照度の測定場所		最低照度 (lx)	判定
		階	部屋・廊下等		
白	熱 灯				指摘なし・要是正
蛍	光 灯				指摘なし・要是正
その他 ()					指摘なし・要是正

(別紙)

[illegible]

注 1) 「測定位置」欄には、「出入口付近」、「右壁中央付近」のように明記する。

注 2) 「光源の種類」欄には、白熱灯、蛍光灯、その他の別及び電池内蔵のものにあっては、(内)と付す。

関係写真

部位	番号	点検項目	点検結果
			☐ 要是正 ☐ その他
写真貼付			特記事項

部位	番号	点検項目	点検結果
			☐ 要是正 ☐ その他
写真貼付			特記事項

- （注意）
- ① この書類は、点検の結果「要是正」かつ「既存不適格」ではない項目について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。
 - ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
 - ③ 「部位」欄の「番号」、「点検項目」は、それぞれ別記様式の番号、点検項目に対応したものを記入してください。
 - ④ 「点検結果」欄は、点検の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
 - ⑤ 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

令和 年の建築基準法第12条第2項及び4項の規定による定期点検において是正事項となった建物等について

種別	小項目	施設数	棟数	件数	特記事項	施設数	棟数	件数
全体								
建築物								
	外壁							
	排煙窓							
	既存不適格							
	要修繕・改修							
	その他(植物繁茂等)							
建築設備								
	非常照明							
	換気設備							
	機械排煙設備							
	給排水設備							

※件数とは、指摘事項建物一覧表における件数であり、箇所数ではありません。(1件に対して複数箇所場合があります。)

※建築物の指摘は、小項目内で件数の重複がある場合があるため、小項目合計と種別全体件数は一致しません。

令和 年の建築基準法第12条第2項及び4項の規定による定期点検において要是正事項となった箇所等一覧表

種別	小項目	施設数	棟数	件数	特記事項	施設数	棟数	件数
全体								
建築物					点検数は000施設000棟			
	外壁							
	排煙窓							
	既存不適格							
	要修繕・改修				うち破損・クラック等			
	その他(植物繁茂等)							
建築設備					点検数は000施設000棟			
	非常照明							
	換気設備							
	機械排煙設備							
	給排水設備							

※件数とは、指摘事項建物一覧表における件数であり、箇所数ではありません。(1件に対して複数箇所場合があります。)

※建築物の指摘は、小項目内で件数の重複がある場合があるため、小項目合計と種別全体件数は一致しません。

令和 年 建築基準法第12条第4項の規定による防火設備定期点検において是正事項となった建物等について

種別	小項目	施設数	棟数	件数	特記事項	施設数	棟数	件数
全体								
建築物								
	外壁							
	排煙窓							
	既存不適格							
	要修繕・改修							
	その他(植物繁茂等)							
建築設備								
	非常照明							
	換気設備							
	機械排煙設備							
	給排水設備							

※件数とは、指摘事項建物一覧表における件数であり、箇所数ではありません。(1件に対して複数箇所場合があります。)

※建築物の指摘は、小項目内で件数の重複がある場合があるため、小項目合計と種別全体件数は一致しません。

令和 年の建築基準法第12条第4項の規定による防火設備定期点検においては是正事項となった建物等について（A3）

(仮)施設総合CD

部課名

施設名称

棟名称

12条点検
(設備)

指摘の有無

防火扉

防火シャッター

スクリーン

ドレンチャー

その他

既存不適格

新規
既出
一部

概算
・
見積

指摘の項目

指摘の具体的内容

箇所

指摘の修繕・工事方法

備考

修繕等費用

担当

100100200101

(例1)
20080 財務部 財産管理課

集合事務所

ー

実施

有

○

新規

○

防火扉

防火扉閉鎖不良

1か所

〇〇調整、改修（
具体的に）

該当箇所 (SD4-2)

¥100,000

A村・B木

100100200101

(例2)
20080 財務部 財産管理課

集合事務所

ー

実施

有

○

新規

○

防火シャッター

煙感知器連動後、防火シャッ
ター降下せず

1か所

〇〇交換、改修（具
体的に）

該当箇所 (SD4-2)

¥1,000,000

C藤・D森

100200100401

(例3)
60030 教育総務部 教育施設課

見明川小学校

校舎

実施

無

要是正箇所なし

A村・B木

要是正指摘件数 合計

3

件

概算・見積り引渡件数2件

¥1,100,000

備考

- この一覧表は令和3年度に実施した建築基準法第12条に基づく建築物及び建築設備点検の結果、指摘の有無及び要是正事項となった箇所等を記載しています。
- 要是正事項のうち、建築物、建築設備点検における不具合等で修繕等が必要な箇所について、見積り金額を記しています。
- 本書では修繕費・工事費の区分はしていません。実際には是正を行う際に各課において判断してください。
- 点検日以降に修繕した場合、または修繕する予定があるものについては除外してください。
- 既存不適格以外の要是正箇所は可能な限り速やかに対応をしてください。（各指摘箇所については、それぞれ次回点検時までには是正済みとなっていることを推奨いたします。（点検周期：建築物は3年ごと、建築設備は1年ごと））
- 既存不適格部分はそのまま使用していても直ちに違法となるものではありませんが早期の是正が推奨される部位です。予算要求は各課の判断によって行ってください。

令和 年の建築基準法第12条第4項の規定による防火設備定期点検において是正事項となった建物等について

種別	小項目	施設数	棟数	件数	特記事項	施設数	棟数	件数
全体								
建築物					点検数は000施設000棟			
	外壁							
	排煙窓							
	既存不適格							
	要修繕・改修				うち破損・クラック等			
	その他(植物繁茂等)							
建築設備					点検数は000施設000棟			
	非常照明							
	換気設備							
	機械排煙設備							
	給排水設備							

※件数とは、指摘事項建物一覧表における件数であり、箇所数ではありません。(1件に対して複数箇所場合があります。)

※建築物の指摘は、小項目内で件数の重複がある場合があるため、小項目合計と種別全体件数は一致しません。